

会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年5月)



IASBでは2016年5月度(5月17日~19日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① 2015アジェンダ協議 2017年から2021年の作業計画戦略案及び作業計画案についての審議が行われた。</p>	<p>詳細はI(49頁)参照</p>
<p>② IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用(IFRS第4号の修正案) 公開草案及びアウトリーチで寄せられたコメントについて議論が行われた。</p>	<p>詳細はII(51頁)参照</p>
<p>③ IFRS第2号『株式に基づく報酬』 2015年11月に、IFRS第2号の適用上の論点に関するスタッフのリサーチが報告されている。</p> <p>このリサーチ・プロジェクトの目的は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 株式に基づく報酬契約が複雑な会計処理となっているのは、IFRS第2号が原因であるのか否かを識別すること ◇ IFRS第2号の解釈に対する質問が多く寄せられている理由を分析すること <p>今回の会議では、2015年11月以降に得られたフィードバック(世界作成者フォーラム、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)との会議、及び2015年アジェンダ協議を通じて得られたもの)についての報告がなされた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 次の決定が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ このトピックについてこれ以上のリサーチは行わない。 ◇ 当該決定やスタッフの発見事項に関して利害関係者からフィードバックを求める必要はない。 ◇ このプロジェクトで実施されたリサーチを要約した正式なリサーチ・ペーパーやディスカッション・ペーパーを公表する必要はない。スタッフは、行った作業を可視化し検索可能とする最善の方法を検討する。
<p>④ 資本の特徴を有する金融商品 資本に分類されるデリバティブ請求権(ワラントなど)に関して、当該デリバティブの純損益及びその他の包括利益(OCI)に帰属させる方法について考えられるアプローチとして、次の4つのアプローチについて議論が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ アプローチA:デリバティブにいかなる金額も帰属させない。 ◇ アプローチB:デリバティブの公正価値変動と同額を帰属させる。 ◇ アプローチC及びD:デリバティブの公正価値と他のクラスの資本の公正価値との比で加重した金額を帰属させる。アプローチCではその比率を期末の帳簿価額に適用するが、アプローチDではその比率を純損益とその他の包括利益に適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ IASBは、デリバティブの帰属を通じて、資本に分類されるデリバティブと他のクラスの資本との相違を反映するための追加的な情報の提供は有用であると考えている。各アプローチの潜在的なコストと便益に関する情報を得るため、今後、公表される予定のディスカッション・ペーパーにおいて、様々なアプローチに関する議論を記載することが決定された。 <p>今後のステップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後の会議で、次の事項について議論される予定である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非デリバティブ債務及びデリバティブ債務についての残余金額

	<p>の定義の追加的な詳細(固定額の現金又は他の金融資産と固定額の資本金融商品との交換に係る契約の検討を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残余金額に応じて決まる負債に分類される請求権から生じる収益及び費用の区分表示を純損益の中でのみ適用すべきか、それとも、純損益とその他の包括利益との間の区別を使用すべきか ・ 普通株式以外のクラスの資本請求権の開示を改善し得る方法
<p>⑤ 法人所得税 法人所得税に関するリサーチ・プロジェクトを検討するための教育セッションが行われた。 教育セッションでは、次の項目について議論がなされた。</p> <p>a. 法人所得税のプロジェクトの経緯、IAS第12号の適用上の論点及びその主要因 b. 法人所得税について他の基準設定主体が過去に検討した代替的な会計モデル c. スタッフが実施した投資者のアウトリーチからのフィードバック d. 2015年アジェンダ協議からのフィードバック</p>	<p>➤ 本プロジェクトを作業計画案には含めないことが決定された。</p>
<p>⑥ 概念フレームワーク 2015年5月に公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に寄せられたフィードバックを踏まえ、第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」の修正の要否について議論が行われた。</p>	<p>詳細はⅢ(53頁)参照</p>
<p>⑦ 開示に関する取組み 現金に対する制約及び流動性に関する開示について議論が行われた。</p>	<p>➤ 次の暫定決定が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 狭い範囲のプロジェクトの一環として、現金及び現金同等物を使用する意思決定に影響を与える制約の開示に関する提案を開発する。 ✓ 流動性について、より広範なプロジェクトを進めることはしない。 <p>今後のステップ</p> <p>➤ 2016年6月の会議で、公開草案「IFRS実務記述書:財務諸表への重要性の適用」に寄せられたフィードバックの詳細な分析が行われる予定である。</p>
<p>⑧ 持分法会計 持分法会計に関するプロジェクトの今後のステップに関連して、限定的な範囲のリサーチ・プロジェクトの進捗状況と「2015年アジェンダ協議」に対するフィードバックについて議論が行われた。</p>	<p>➤ 次の暫定決定が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分法に関するリサーチ・プロジェクトを、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」(以下「IFRS第10号等」という。)の適用後レビュー(PIR)が行われるまで延期する。 ✓ IFRS第10号等のPIRの一環として、持分法で会計処理される投資に関する投資者の情報ニーズに関するフィードバックを求める。 ✓ IFRS第10号等のPIRに寄せられたフィードバックの検討後に、本プロジェクトの範囲を再検討する。 <p>➤ 本プロジェクトをリサーチ・パイプラインに含めることが決定された(I(49頁)を参照)。</p>
<p>⑨ のれん及び減損</p> <p>➤ 企業会計基準委員会(ASBJ)及び欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)のスタッフから、財務諸表で報告されたのれん、減損及び無形資産の金額及び趨勢に関するリサーチについての報告がなされた。</p> <p>➤ 減損の論点について、「2015年アジェンダ協議」に寄せられた</p>	<p>➤ 本プロジェクトを作業計画案のアクティブ・リサーチに含めることが決定された(I(49頁)を参照)。</p> <p>今後のステップ</p> <p>➤ 2016年6月の会議では、このプロジェクトについて米国財務会計</p>

<p>フィードバックを含む、進捗状況の報告について議論が行われた。</p>	<p>基準審議会 (FASB) と議論される予定である。</p>
<p>⑩ 顧客との契約から生じる収益 FASBが2016年4月18日に開催した移行リソース・グループ (TRG) について口頭によるアップデートが行われた。</p>	<p>➤ FASBのTRG会議で議論された論点について、IASBでのフォローアップは要求されていない。</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update¹」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。



主な暫定決定事項

作業計画戦略案の検討

2016年5月のIASBボード会議では、市場関係者からのフィードバックを踏まえ、作業計画の戦略として、IASBの活動は取引固有の基準レベルのプロジェクトよりも、次の活動を重視すべきであるとする暫定決定がなされた。

- IFRSの導入及び首尾一貫した適用の支援
- 個々の基準と概念フレームワークとの整合性を向上させるような基準設定 (例：負債の定義や負債と資本の区分)
- 財務諸表作成者から財務諸表利用者に対する、効果的なコミュニケーションの促進 (開示に関する取組み、基本財務諸表 (業績報告を含む。)、のれん及び減損、資本の特徴を有する金融商品に関する各プロジェクトはすべて財務諸表利用者へのコミュニケーションにとって重要なものとされた。)
- 現実的で達成可能なりサーチ・プログラム (プロジェクトを基準レベルのプログラムに追加すべきかどうかの意思決定を支援するための情報収集を目的としたような、明確な目的を持ったプロジェクトを含めるものとする。)
- また、IASBスタッフに対し、次の提言が行われた。
- 今後5年間の主要な戦略テーマとして、コミュニケーションの有効性の改善に焦点をあてるべきである。
- 各国及び各地域の基準設定主体が、より効果的にリサーチ活動に関与するための計画を開発すべきである。
- 個々のプロジェクトのタイムスケールとリソース配分を明確化するように作業計画の表示方法を修正すべきである。
- 利害関係者のリソース及び自らのリソースに対する制約を認識し、作業計画において取り扱うトピックを限定すべきである。

I 2015年アジェンダ協議

背景

IASBは、2015年8月に意見募集「2015年アジェンダ協議」を公表した。IFRS財団のデュー・プロセスハンドブックでは、IASBは、3年ごとに作業計画について公開協議を行うこととされている。2011年に第1回目のアジェンダ協議が行われ、今回のアジェンダ協議は2回目となる。本意見募集では、2016年中旬から2020年中旬までのIASBの作業計画等について市場関係者の見解が求められている。

今回の議論のテーマ

意見募集文書に寄せられたフィードバック及びこれまでの会議を踏まえて、IASBスタッフから、2017年から2021年の作業計画戦略案及び作業計画案が示され、これについて議論が行われた。

作業計画案の検討(リサーチ・プログラム以外)

意見募集文書に寄せられたフィードバック及びこれまでの会議を踏まえて、IASBスタッフから、2017年から2021年にかけては、次のプロジェクトを優先順位の高いプロジェクトとすることが提案された。

- 主要な基準レベルのプロジェクト
 - ✓ 概念フレームワーク
 - ✓ 保険契約
 - ✓ 料金規制対象活動

これについて、基準レベルのプロジェクトについては変更すべきではないとのスタッフの提案が示され、IASBはその提案に同意した。

リサーチ・プログラム案の検討

IASBのリソースや、プロジェクトの進捗に対する市場関係者の意見、個々のリサーチ・プログラムの重要性及び緊急度に対するフィードバック等を踏まえて、リサーチ・プログラム案が示され、それについての検討がなされた。

アクティブ・リサーチ・プログラム

アクティブなものとして取り扱うリサーチ・プログラムには、次のトピックを含めることとされた。

- 開示に関する取組み(開示原則を含む)
- 基本財務諸表
- 資本の特徴を有する金融商品
- のれん及び減損
- 動的リスク管理
- 共通支配下の企業結合

リサーチ・パイプライン

リサーチ・パイプラインは、IASBが扱うべきであると考えているが、現時点ではアクティブ・リサーチ・プログラムに含まれていないトピック(プロジェクトの時期が他のプロジェクト又は活動の完了に左右されるか、あるいは、まだリソースが利用可能でないことによる)であり、2017年から2021年の間に作業を開始することが見込まれている。リサーチ・パイプラインには、次のトピックを含めることが暫定決定された。

- 持分法会計(例えば、関連会社と共同支配企業について)
- 採掘活動
- 排出物価格設定メカニズム
- 引当金、偶発負債及び偶発資産(IAS第37号の見直し)
- 変動対価及び条件付対価(及びリスク分担及び協力

の取決めに関して考えられる追加的な作業)

- 限定的な修正を開発するか否かの実行可能性について調査を行うもの
 - ✓ 子会社である中小企業(SME)―IFRSにおける認識及び測定に関する規定とIFRS for SMEsにおける開示規定の使用のSMEへの容認が実行可能か否かを評価する。
 - ✓ 資産のリターンに応じて決まる退職後給付―給付の測定に含まれるキャッシュ・フローと割引率との関係に焦点を当てたアプローチの開発が実行可能か否かを評価する。
 - ✓ 高インフレIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」の範囲を、IAS第29号の他の規定を修正することなく、高インフレにさらされている経済を含めるように拡張することが実行可能か否かを評価する。

リサーチ・プログラムから除外されるプロジェクト

次のトピックについては、作業計画案に含めないこととされた。

- 退職後給付(資産の収益に応じて決まる給付についての実行可能性調査を除く。)
- 法人所得税
- 外貨換算
- 高インフレ(IAS第29号の範囲についての実行可能性調査を除く。)

株式に基づく報酬と割引率に関する既存のリサーチ・プロジェクトは、2016年末までに完了する可能性が高いとされた。

アジェンダ協議間の間隔

アジェンダ協議の完了から次回のアジェンダ協議の開始までの間隔は、前回のアジェンダ協議の完了から3年という間隔とされているが、意見募集では、遅くとも5年間隔とすることが提案されている。今回のIASB会議では、この提案について暫定決定がなされた。

今後の予定

2016年6月のIFRS諮問会議において、IASBの作業計画戦略と改訂後の作業計画案が議論される予定である。諮問会議で寄せられた助言を踏まえて、2016年7月の会議において、改訂後の作業計画案が審議される予定である。

II IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用 (IFRS第4号の修正案)

背景

IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の基準適用日に関して、IFRS第9号「金融商品」の発効日は2018年1月1日以後開始する事業年度であるが、新保険基準は2016年2月の会議においてドラフト作成が承認されており、IFRS第9号が先行して適用されることが想定される。

この点に関して、金融資産と保険契約負債は密接に関連するものであり、IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日が異なることについて、以下のような懸念が寄せられていた。

- 新保険基準適用前にIFRS第9号を適用した場合、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
- 新保険基準の影響を十分に評価する前に、IFRS第9号の分類及び測定の規定を適用することにより不都合が生じる可能性がある。
- 短期間で2回の会計上の変更により、多大なコストと労力が生じる可能性がある。

IASBはこうした懸念を踏まえ、2015年12月に公開草案「IFRS第9号とIFRS第4号」を公表し、以下の2つのアプローチを提案している。

➢ 上書きアプローチ:

IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業に、特定の金融資産³について、IFRS第9号に従った場合に純損益に認識される金額と、IAS第39号「金融商品: 認識及び測定」に従った場合に純損益に認識される金額との差額を、純損益からその他の包括利益(OCI)に振り替えることを認める。

➢ IFRS第9号の適用の一時的免除(以下「一時的免除」という。):

保険契約の発行が支配的活動⁴である企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除し、IAS第39号を適用することを認める。

今回の議論のテーマ

上記公開草案「IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保

険契約」の適用」の提案に関して議論が行われた。



主な暫定決定事項

IFRS第9号の適用の一時的免除についての適格性の再判定

企業がすでに一時的免除の適格要件を満たしている場合

- 一時的免除の適格要件を満たす企業は、自社の支配的活動が保険に関連しているかどうかの再判定を次のように行う。
 - ◇ 企業の支配的活動の変更をもたらすような、組織構造の変更について明らかな証拠(事業の取得又は処分等)がある場合にのみ再判定を行う。
 - ◇ 支配性比率は、組織構造の変化があった直後の事業年度末現在の負債の帳簿価額を用いて行う。
- 再判定の結果、自らの支配的活動が保険に関連しなくなったと判断した場合は、次のことを行う。
 - ◇ 以下のいずれか早い方から、IFRS第9号を適用する。
 - ・ 組織構造の変更が生じた後に開始する2年目の事業年度
 - ・ 一時的免除の期限の満了日以後に開始する事業年度
 - ◇ 企業がIFRS第9号を適用する前の事業年度において、次の開示を行う。
 - ・ 一時的免除の適格要件を満たさなくなった旨及びその理由
 - ・ 一時的免除の適格要件を満たさなくなる原因となった組織構造の変更が生じた日

企業が過去において一時的免除の適格要件を満たしていなかった場合

- 従前は、一時的免除の適格要件を満たさなかった企業が、次のように適格要件を満たすか否かを再判定することを認める。
 - ◇ 2018年(IFRS第9号の強制発効日)の前に、企業の支配的活動が変更をもたらすような組織構造の変更について明らかな証拠(事業の取得又は処分等)がある場合にのみ再判定を行う。

- ◇ 支配性比率は、組織構造の変化があった直後の事業年度末現在の負債の帳簿価額を用いて行う。
- 当初の判定日後に、一時的免除の適格要件を満たすこととなった企業は、次の事項を開示する。
 - ◇ 再判定の理由
 - ◇ 支配的活動の変更の説明
 - ◇ 一時的免除の適格要件を満たすこととなった原因となった組織構造の変更が生じた日

一時的免除の適格性をどのような場合に再判定するか

企業が一時的免除の適格性を再判定することが要求又は許容されるのかどうかの判定の目的上、支配的活動の変更をもたらす企業の組織構造の変更の明らかな証拠とは、企業の事業にとって重大で、外部者に対して立証可能なものでなければならないことを暫定決定した。

IFRSの初度適用企業——上書きアプローチとIFRS第9号の一時的免除の適用

公開草案では、IFRSの初度適用企業には、上書きアプローチとIFRS第9号の一時的免除についての適用を禁止することが提案されていた。これについて、反対意見が寄せられたため、公開草案の提案を次のように修正することが暫定決定された。

- 初度適用企業は、適格要件を満たしている場合にはIFRS第9号の一時的免除を適用すること(すなわち、IAS第39号を適用すること)が認められる。初度適用企業が支配性要件を満たしているかどうかを判定する際に、初度適用企業は、2015年4月1日から2016年3月31日の間の年次報告日、すなわち、判定日(又は、企業がその後の日に適格要件を満たしているかどうかの再判定を要求又は許容される場合には、当該その後の日)に適用されるIFRSベースの負債の帳簿価額を使用しなければならない。
- 初度適用企業は、適格資産に対し、上書きアプローチを適用することができる。上書きアプローチを適用する初度適用企業は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に従って比較情報を修正再表示する際に、上書きアプローチを反映するように比較情報を修正再表示しなければならない。

関連会社及び共同支配企業の投資者に対する免除規定

関連会社及び共同支配企業の投資者に対する免除規定

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第35項から第36項では、関連会社及び共同支配企業(以

下「関連会社等」という。)に対する持分の会計処理に持分法を用いる場合には統一した会計方針を使用することが定められている。これについて、関連会社等がIFRS第9号の一時的免除を適用している場合の取扱いについて疑問が寄せられた。

これに対応するために、次の免除規定を設けることが暫定決定された。

- 次のいずれかの場合には、関連会社等の会計方針の維持を認める。
 - ✓ 投資者が自身の財務諸表ではIFRS第9号を使用しているが、投資先がIFRS第9号の一時的免除を使用している場合、又は、
 - ✓ 投資者が自身の財務諸表では一時的免除を使用しているが、投資先がIFRS第9号を使用している場合
- 免除規定は投資ごとに利用可能とする。
- 投資先の会計処理に持分法を使用する際にIFRS第9号の適用を選択する投資者は、その後の報告期間においてIAS第39号の適用を選択することはできない。

開示

関連会社等が一時的免除又は上書きアプローチのいずれかを投資先のIFRS財務諸表で提供を求められた開示について、投資者が財務諸表に再び記載するよう要求する(ただし、重要性の考慮の対象となる)ことが暫定決定された。特に、次の開示が求められる。

- 投資先に持分法を適用するために投資者が使用した財務諸表の中で一時的免除又は上書きアプローチが適用されている投資先について、次の開示を行う。
 - ✓ 投資者の財務諸表にとって個々に重要性がある場合には、その投資先ごとに一時的免除又は上書きアプローチを適用する企業に要求される開示を行う。
 - ✓ 個々には重要性がないが、合計すると投資者の財務諸表にとって重要性がある場合には、一時的免除又は上書きアプローチを適用する企業に要求される定量的開示を合計額で示す。

また、投資者が開示する金額をIFRS第12号「他の企業への関与の開示」における要約財務情報の規定と整合するように表示することを要求することで暫定的に決定した。具体的な内容は、次のとおりである。

- 個々に重要性のある投資先について開示する金額は、投資先のIFRS財務諸表に記載されている金額とすべきであり、当該金額に対する投資者の持分ではない。

- ▶ 個々には重要性がなく合計すると重要性がある投資先について開示する合計金額は、持分法の適用によって算入した金額に対する投資者の持分とすべきである。

その他の論点

公開草案における以下の提案について再確認された。

- ▶ IFRS第9号の適用の一時的免除について
 - ✓ 一時的免除の適用を、遅くとも2021年1月1日以後開始する事業年度において中止することとする。
 - ✓ 一時的免除の適用を過去に選択した企業は、その後の事業年度の期首において、IFRS第9号を適用することを選択できる。
 - ✓ 一時的免除の適用の中止を選択する又は要求される企業は、IFRS第9号の適用開始時に、IFRS第9号の関連する経過措置を使用する。
 - ✓ 今後公表予定の保険契約基準の適用前にIFRS第9号の適用の一時的免除の適用を中止する企業は、上書きアプローチを適格金融資産に適用することが認められるが、要求はされない。
 - ✓ 一時的免除は、2018年1月1日以後開始する事業年度について発効するものとすべきである。
- ▶ 上書きアプローチについて
 - ✓ 上書きアプローチは、企業がIFRS第9号（「自己の信用」の規定を単独で適用する場合は除く。）を最初に適用する時点で発効するものとする。
 - ✓ 上書きアプローチには適用期限を設けない。

今後の予定

2016年9月を目標に、IFRS第4号の修正を公表することとされている。

III 概念フレームワーク

背景

IASBの現行の概念フレームワークは、IASBの前身組織である国際会計基準委員会（IASC）が1989年に開発したものがベースとなっている。2010年にFASBとの共同プロジェクトの成果として、一部見直しが行われたが、それ以外の内

容に関しては、そのまま引き継がれている。

概念フレームワークは、財務報告のための概念的な枠組みを提供し、IASBが金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす基準を開発する助けとなるものである。しかし、現行の概念フレームワークは、一部の分野に関して十分な記述がないといった点や、より明確化が必要である点等の課題が指摘されていた。2012年にIASBが実施したアジェンダ協議においても、こうした点が改めて指摘され、IASBは概念フレームワークに係るプロジェクトを再始動している。

そして、IASBは2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を公表した。ここでのコメント等を踏まえ、2015年5月には公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表し、現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」を改訂することを提案している。

今回の議論のテーマ

公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ、第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」の修正の可否について議論が行われた。



主な暫定決定事項

第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務報告の質的特性」のイントロダクション

- ▶ 第1章における主要な利用者グループの現行の記述を維持する。
- ▶ 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨の明示的な記載に含める。
- ▶ 目的適合性と忠実な表現を、引き続き有用な財務情報の2つの基本的な質的特性として位置付ける。

受託責任

- ▶ 第1章「一般目的財務報告の目的」の受託責任に関して、資源配分の意思決定を次のとおり説明することにより、財務報告の目的と受託責任との関連性を明確にすること

が暫定決定された。

- ✓ 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は保有の意思決定
- ✓ 貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済の意思決定
- ✓ 投資を保有しながら権利（経営者の行動について投票又は他の方法で影響を与える権利など）を行使するのに必要な意思決定
- 財務報告書における情報を用いて経営者の受託責任の責務のどの側面を評価できるのかについて追加的に説明することはしない。
- 「概念フレームワーク」において、「受託責任」という用語を引き続き使用し、「概念フレームワーク」の結論の根拠において、「受託責任」という用語が何を意味し、「説明責任」という用語とどのように関係するのかを説明する。
また、財務報告の目的において受託責任を強調することにより、歴史的原価による測定基礎を選好することを含意するものではない旨を結論の根拠において示すことが暫定決定された。

慎重性

- 公開草案においては、慎重性とは、「不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を行使すること」とすることが提案されていたが、これを維持することが確認された。
- 財務諸表作成者が、慎重性の概念をIFRSの規定に優先させることはできない旨を結論の根拠で説明する必要はないことが暫定決定された。これは、概念フレームワークにおいて、概念フレームワークは基準ではなく、具体的な基準に優先するものではないとする記述がすでに含まれているためである。
- IASBは、財務情報が、目的適合性及び忠実な表現を有している場合には、利得（又は資産）及び損失（又は負債）について非対称な情報を選択し得ることを概念フレームワークにおいて認めるべきか否か、及びその方法について、さらに検討するようスタッフに指示した。

測定の不確実性

- 次の暫定決定が行われた。
 - ✓ 測定の不確実性を忠実な表現に影響を与える要因として記述する。
 - ✓ 目的適合性と忠実な表現という基本的な質的特性の間にトレードオフが存在し得る旨を結論の根拠において明確にする。
 - ✓ 存在の不確実性、結果の不確実性及び測定の不確実性の簡潔な説明を第2章のイントロダクション（「はじめに」）には記載しない。

今後の予定

2016年6月の会議において、「構成要素（収益及び費用）」及び「財務業績に関する情報の表示」について議論が行われる予定である。

（機関誌編集委員会編集オブザーバー 島田謡子）

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2016.shtml
- 3 次の2つの要件を満たすものをいう。①IFRS第4号が適用される保険契約に関連する金融資産として企業が指定しているもの、及び②IFRS第9号に従うと公正価値で測定しその変動を純損益に計上する（FVTPL）金融資産に分類されるが、IAS第39号に従うとその全体がFVTPLに分類されない金融資産
- 4 IFRS第9号の適用を延期しなければIFRS第9号が適用される日において、IFRS第4号が適用される保険契約から生じる負債が、企業の負債総額に対して支配的な割合を占めているか否かで判定する（定量的閾値は設けられない。）。

	教材コード	J 0 2 0 7 2 1
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	1 単位